第二十九号書式　（平10総府令47・全改、令２総省令129・一部改正）

（配偶者用）

扶助料失権事由非該当申立書

私は、公務員（旧軍人等）死亡後、次の事項に該当したことがない。

・　３年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。

・　国籍を失ったこと。

・　婚姻（事実上の婚姻関係にある場合を含む。）したこと。

・　遺族以外の者の養子となったこと。

上記のとおり申し立てます。

年　　月　　日

申立者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿